

コミュニティ・スクールについて

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の趣旨

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のこと、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定された組織であり、「当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」として、市町教育委員会は設置するように努めなければならない。

＜コミュニティ・スクールの3つの役割＞

- ① 学校運営の基本方針を承認する → 子ども像や学校運営のビジョンを共有
- ② 学校運営に関して意見できる → 学校の課題や魅力の共有
- ③ 教職員の任用に関して意見できる → 学校の課題解決や特色づくり

また、長崎県教育委員会では、令和2年度までに各市町は1つ以上のコミュニティ・スクールを設置することとしている。

＜長崎県のコミュニティ・スクール導入状況及び予定＞

～H27	H28	H29	H30	R1	R2(予定)	R5(目標)
1市町 1校	2市町 5校	5市町 13校	6市町 16校	11市町 32校	18市町 54校	全市町 100校

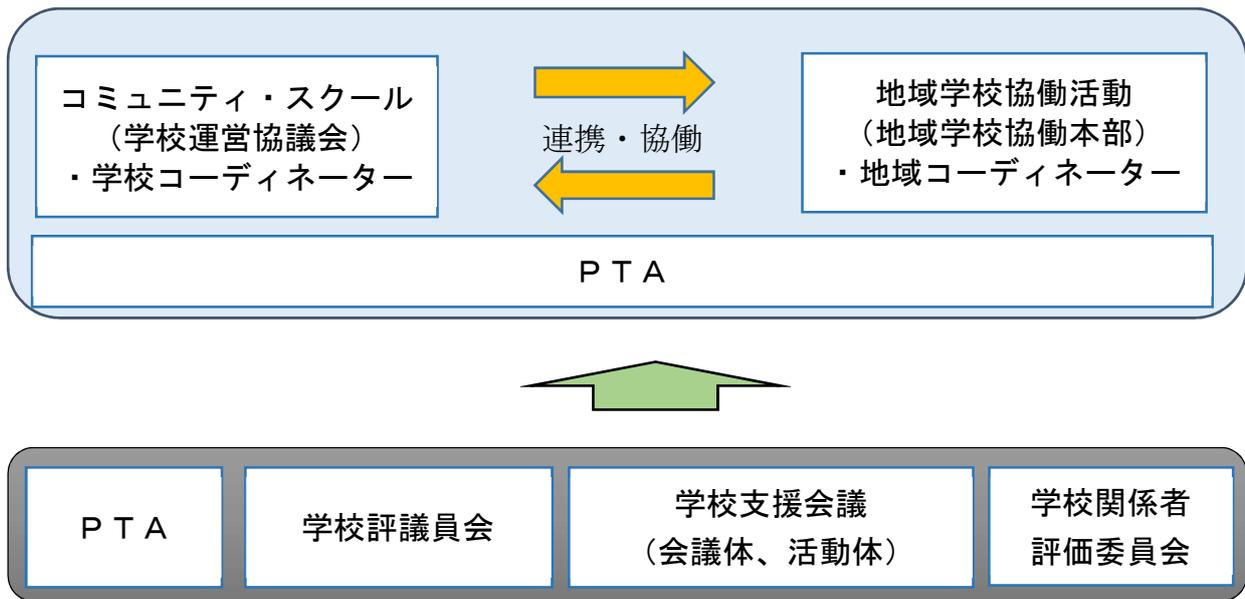
2 コミュニティ・スクール導入のメリット

- (1) 組織的・継続的な体制の構築ができる。
- (2) 役割分担をもって連携・協働による取組ができる。
- (3) 学校が掲げる目標・ビジョンを共有できる。
- (4) 風通しの良い学校運営が図られる。
- (5) 地域総がかりで育成ができる。
- (6) 学校を中心とした活動ネットワークが広がる。

3 組織と役割

- (1) 学校運営協議会・・・学校運営の基本方針の承認と意見
 - ・委員 → 地方公務員法上の非常勤特別職公務員の身分
 - ・学校コーディネーター → 学校側の窓口
- (2) 地域学校協働本部・・・地域学校協働活動の調整と提供
 - ・委員 → 市教育委員会が委嘱する委員
 - ・地域コーディネーター → 地域と学校の調整役

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の一体的推進をめざす。



4 地域学校協働活動

地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える共に、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

5 地域支援活動から地域学校協働活動へ

現在、本市では、各学校の学校支援会議が開催する事業、青少年育成会議、子ども会が開催する事業など、学校と地域とかがかわる事業が数多く行われている。

<主な事業>

(1) 安心・安全向上活動

- ・交通安全運動（町全体）、交通安全教室（PTA・交通安全協会）、少年の日（関係機関）、夜間パトロール（青少協）

(2) 学校行事等支援活動

- ・学校の支援活動（学校支援会議）、職場体験学習（商工会他）、地域交流（高齢者学級・海浜清掃（市内全体）、中学校部活動（PTA、外部指導者）、読み聞かせ（市内図書館）

(3) 文化活動

- ・少年の主張発表大会（青少協）、町民文化祭（文化協会）、寺子屋21（教育委員会）

(4) スポーツ活動

- ・寺子屋21（教育委員会）・各地区お祭り（自治会）・町民体育大会（実行委員会）

6 今後のスケジュール

<設置目標>

年 度	学校運営協議会準備 検討委員会設置地区	学校運営協議会設置校 (コミュニティ・スクール)
令和2年度	1地区	
令和3年度	1地区	2校
令和4年度	2地区	3校
令和5年度	2地区	5校
令和6年度	2地区	5校
令和7年度		6校

※準備検討委員会は、加津佐地区、口之津地区、南有馬地区、北有馬地区、西有家地区、有家地区、布津地区、深江地区に設置する予定

※設置目標は、令和2年度現在の予定であり、地域や学校の実態、要望等に応じて修正

7 地域とともにある学校づくり・学校を核とした地域づくりのために

南島原市は、水産業、農業や商工業そして古くからの文化や歴史がある地域であり、このことを子どもたちに伝え、そして次の世代につないでいく持続可能なまちづくりを実現していく必要がある。

現在の地域支援活動の目的や内容そして効果を整理・統合し、効果的に進めていくための核となるのがコミュニティ・スクールであり、地域学校協働活動と一体的に推進する。